

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正について

このことについて、別添案を添えて請議します。

令和8年3月24日提出

教育長 川 原 馨

説 明

この案を提出するのは、全国高校総体推進室の設置等に伴い、規定を整備する必要があるからである。

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正の概要

1 改正の理由

(1) 全国高校総体推進室の設置

令和 10 年度全国高等学校総合体育大会を愛知県で開催することに伴い、保健体育課に「全国高校総体推進室」を設置する。

(2) 中高一貫教育室の廃止

令和 8 年 4 月に予定していた中高一貫教育校がすべて開校することから、「中高一貫教育室」を廃止する。これに伴い、中高一貫教育に関する事務については、高等学校教育課へ移管する。

2 改正の内容

別紙のとおり

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年 月 日

愛知県教育委員会教育長 川 原 馨

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会事務局組織規則（昭和三十九年愛知県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項に次の一号を加える。

十一 中高一貫教育に関すること。

第六条中第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、同条第八項に次の一号を加える。

九 令和十年度全国高等学校総合体育大会に関すること。

第六条第八項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 保健体育課に全国高校総体推進室を置く。

8 全国高校総体推進室においては、令和十年度全国高等学校総合体育大会に関する事務を処理する。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正新旧対照表

新

(教育部に属する課)

第六条 略

2 あいちの学び推進課においては、次の事務をつかさどる。

一 一〇 略

十一 略

3 高等学校教育課においては、次の事務をつかさどる。

一 一〇 略

十一 中高一貫教育に関すること。

4 略

5 略

6 保健体育課においては、次の事務をつかさどる。

一 八 略

九 令和十年度全国高等学校総合体育大会に関すること。

7 保健体育課に全国高校総体推進室を置く。

8 全国高校総体推進室においては、令和十年度全国高等学校総合体育大会に関する事務を処理する。

9 略

旧

(教育部に属する課)

第六条 略

2 同上

一 一〇 略

十二 中高一貫教育に関すること。

十三 略

3 あいちの学び推進課に中高一貫教育室を置く。

4 中高一貫教育室においては、中高一貫教育に関する事務を処理する。

5 同上

一 一〇 略

6 略

7 略

8 同上

一 八 略

9 略